

「年収の壁・支援強化パッケージ」における被扶養者認定Q & A・追加

Q1. シフト制の場合、今回の措置における取扱いはどうなるでしょうか。

A1. シフト制（※）であっても同様の取扱いとなります。

ただし、契約変更により、時給等が上昇し、通常どおりに勤務した場合において収入超過が見込まれる場合は、対象となりません。

※「シフト制」とは、労働契約の締結時点では労働日や労働時間を確定的に定めず、一定期間（1週間、1か月など）ごとに作成される勤務シフトなどで、初めて具体的な労働日や労働時間が確定するような勤務形態を指します。

Q2. 被扶養者の収入要件の確認について、被扶養者が60歳以上の者である場合又は障害年金受給に該当する障害者である場合にあっては、年間収入の要件が180万円未満とされていますが、今回の措置は、その判定の際にも適用されるのでしょうか。

A2. 今回の措置は被扶養者が60歳以上の者である場合、又は障害年金受給に該当する障害者である場合の、年間収入が180万円未満であるか否かの判定についても適用されます。

なお、法令・通知等に基づき、

- ・被扶養者が被保険者と同一世帯に属している場合に、被扶養者の年間収入が被保険者の年間収入を上回る場合

- ・被扶養者が被保険者と同一世帯に属していない場合に、被扶養者の年間収入が被保険者からの援助による収入額を上回る場合

等で、被保険者がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると認められない場合には、被扶養者の認定が削除されることとなります。

Q3.事業主の証明は、人事担当者など事業主以外であっても記載可能ですか。

A3.事業主の証明については、事業主の氏名等を記載いただくことになっていますが、複数店舗がある企業で店舗ごとに人事管理を行っている場合等、企業の組織形態によっては事業主に記載いただくことが困難であることも考えられます。

そのような場合には、人事労務管理を担当している部署の責任者など、被扶養者の方の就労状況、労働条件等についてよく把握している方の氏名を記載ください。